

## 群馬県自転車保険認定制度運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県と自転車損害賠償保険（以下「自転車保険」という。）を取り扱う損害保険会社（以下「損保会社」という。）が協働で自転車保険の普及及び啓発を推進し、もって県民の自転車保険の加入促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「損保会社」とは、一般社団法人日本損害保険協会又は一般社団法人外国損害保険協会の会員などであって、自転車保険を取り扱うものをいう。

2 この要領において「群馬県自転車保険認定」とは、損保会社が取り扱う自転車保険であって、県が推奨する自転車保険として第6条の認定（以下「認定」という。）を受けたものをいう。

### (認定及び申請)

第3条 自転車保険について認定を受けようとする損保会社は、群馬県自転車保険認定・更新申請書（様式第1号）により、知事に申請するものとする。

### (認定基準)

第4条 知事は、前条の規定により申請のあった自転車保険について、次に掲げる認定基準のいずれも満たすものについて、認定をするものとする。

- (1) 対人賠償額が1億円以上であること。
- (2) 示談交渉が付されていること。
- (3) 「自転車保険」単体で加入できるものであり、傷害保険や自動車保険等の「特約」でないこと。

### (認定期間)

第5条 認定の期間は、認定の日から3年間とする。

(認定書の交付)

第6条 知事は、第3条の規定により申請のあった自転車保険が第4条の認定基準を満たすと認められるときは、群馬県自転車保険認定書(様式第2号)(以下「認定書」という。)を交付するものとする。

(変更の届出)

第7条 損保会社は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に群馬県自転車保険認定変更届(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(認定書の再交付)

第8条 損保会社は、認定書を亡失又は毀損した場合その他特別の理由がある場合は、群馬県自転車保険認定書再交付願(様式第4号)を知事に提出し、認定書の再交付を受けることができる。

(認定の辞退)

第9条 損保会社は、認定を辞退しようとするときは、速やかに群馬県自転車保険認定辞退届(様式第5号)に認定書を添付して、知事に届け出なければならない。

(更新申請及び認定書の交付)

第10条 損保会社は、認定の更新を受けようとするときは、認定期間が終了する日までに、群馬県自転車保険認定・更新申請書により、知事に申請するものとする。

2 第4条から第6条までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

(認定の取消し)

第11条 知事は、第6条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定した自転車保険が第4条の認定基準を満たさないことが明らかになったときその他認定する自転車保険として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、群馬県自転車保険認定取消書（様式第6号）により、通知するものとする。

3 損保会社は、前項の通知を受けた場合は、速やかに認定書を知事に返納するものとする。

#### （県の支援）

第12条 知事は、認定した自転車保険を取り扱う損保会社に対し、別に定めるところにより、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 県のホームページ等における公表
- (2) 群馬県自転車保険認定マークの付与
- (3) その他知事が必要と認める支援

#### （所掌）

第13条 この要領に関する事務は、県土整備部道路管理課交通安全対策室において所掌する。

#### （免責）

第14条 群馬県は、認定した自転車保険を取り扱う損保会社が実施する活動に関し、一切その責任を負わない。

#### （その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

##### （施行期日）

- 1 この要領は、令和2年2月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。